



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 8 0 6 号 令和 7 年 3 月 1 8 日発行

目 次

※は県例規集登載

【議会規則】

番 号	表 題	担当課名
1 ※	徳島県議会会議規則の一部を改正する規則	
2 ※	徳島県議会傍聴規則の一部を改正する規則	

【議会規程】

番 号	表 題	担当課名
1 ※	徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	

徳島県議会規則第一号

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県議会議長 須 見 一 仁

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百三条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県議会規則第二号

徳島県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県議会議長 須 見 一 仁

徳島県議会傍聴規則の一部を改正する規則

徳島県議会傍聴規則（昭和三十五年徳島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「必要」を「議長が必要がある」に改め、同条第五項中「必要」を「議長が必要がある」に改める。

第四条第一項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に改める。

第五条第一項中「傍聴券」の下に「（特別傍聴券を除く。）」を加える。

第六条第一項中「会議を傍聴しようとする者」を「傍聴人」に、「において」を「で」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

第七条第一項中「傍聴人」を「傍聴券（特別傍聴券を除く。）の交付を受けた者」に、「傍聴券」を「これ」に改め、同条第二項中「の終つた」を「が終了した」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第八条第一項中「定員は」を「定員は、」に改め、同条第二項中「定員数」を「定員」に改め、後段を次のように改める。

この場合においては、傍聴券の交付を受けた者であっても入場することができないことがある。

第九条中「いかなる理由があつても」を削り、「入る」を「入場する」に改める。

第十条を次のように改める。

（傍聴席に入場することができない者）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができない。

一 銃器、棒その他の他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

四 酒気を帯びていると認められる者

五 その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第十一条第一項各号を次のように改める。

一 静粛にすること。

二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

第十一条第二項及び第三項を削る。

第十二条の見出し中「写真」の下に「、映画」を、「録音」の下に「等」を加え、同条中「の撮影又は録音」を「を撮影し、又は録音等」に改め、「特に」の下に「議長の」を加え、「得ている」を「得た」に改める。

第十三条及び第十四条を削る。

第十五条中「この規則に定めるもののほか、」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（違反に対する措置）

第十四条 議長は、傍聴人がこの規則の規定に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日の会議を再び傍聴することができない。

第十六条を第十五条とする。

様式第一号の(裏)を次のように改める。

(裏)

傍聴人の守るべき事項

- 1 本券の交付を受けた者は、傍聴席に入場できます。ただし、傍聴人の定員を制限したときは、入場できないことがあります。
- 2 入場するときは、係員に本券を提示してください。
- 3 係員から要求を受けたときは、本券を提示してください。
- 4 退場するときは、本券を返還してください。
- 5 議場には入場できません。
- 6 傍聴席にあるときは、次の事項を守ってください。
 - ア 静粛にすること。
 - イ 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
 - ウ 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
- 7 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはなりません。
- 8 以上のほか、全て係員の指示に従ってください。

様式第二号の(裏)を次のように改める。

(裏)

傍聴人の守るべき事項

- 1 本券の交付を受けた者は、傍聴席に入場できます。ただし、傍聴人の定員を制限したときは、入場できないことがあります。
- 2 入場するときは、係員に本券を提示してください。
- 3 係員から要求を受けたときは、本券を提示してください。
- 4 会期が終了したときは、本券を返還してください。
- 5 議場には入場できません。
- 6 傍聴席にあるときは、次の事項を守ってください。
 - ア 静粛にすること。
 - イ 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
 - ウ 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
- 7 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはなりません。
- 8 以上のほか、全て係員の指示に従ってください。

様式第三号の(裏)を次のように改める。

(裏)

傍聴人の守るべき事項

- 1 本券の交付を受けた者は、傍聴席に入場できます。ただし、傍聴人の定員を制限したときは、入場できないことがあります。
- 2 入場するときは、係員に本券を提示してください。
- 3 係員から要求を受けたときは、本券を提示してください。
- 4 退場するときは、本券を返還してください。
- 5 議場には入場できません。
- 6 傍聴席にあるときは、次の事項を守ってください。
 - ア 静粛にすること。
 - イ 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
 - ウ 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
- 7 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはなりません。
- 8 以上のほか、全て係員の指示に従ってください。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県議会 第一号

徳島県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県議会議長 須見 一 仁

徳島県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程
徳島県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程（令和五年徳島県議会規程
第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第八項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

様式第一号その一中「☐ 本人」や「☐ 本人」に、「取扱う」や「取り扱う」に、「☐ 職員」や「☐ 職員」に、「☐ 業務委託」や「☐ 業務委託」に、「☐ 再委託」や「☐ 再委託」に、「☐ 指定管理者」や「☐ 指定管理者」に、「☐ 約款」や「☐ 約款」に、「取扱われる」や「取り扱われる」に、「☐ 有」や「☐ 有」に、「☐ 無」や「☐ 無」に、「☐ 、」や「☐ 、」に、「第2条第9項」や「第2条第10項」に始め、同様はその二中「☐ 有」や「☐ 有」に、「☐ 無」や「☐ 無」に、「☐ 、」や「☐ 、」に、「第2条第9項」や「第2条第10項」に始める。

様式第三号中「」を「」に改める。

様式第四号及び様式第五号中、「」を「」に、「□ 罫□」を「□ 罫□」に、「□ 写し」を「□ 写し」に改める。

様式第六号から様式第十一号までの規定中、「」を「」に改める。

様式第十二号中、「」を「」に、「□本人」を「□本人」に、「□法定代理人」を「□法廷代理人」に改める。

様式第十三号から様式第十七号までの規定中、「」を「」に改める。

様式第十八号中「 」を「 」に、「□本人」を「□本人」に、「□法定代理人」を「□法定代理人」に改める。

様式第十九号から様式第二十三号まで及び参考様式中、「」を「」に改める。

附則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。